

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

カーテンウォールの構造方法について（技術的助言）

建築物におけるカーテンウォールの防火上の取扱いについては、平成19年6月20日施行の改正建築基準法の施行後、疑義を生じている向きがあるため、このたび技術的助言を行うこととする。本技術的助言の内容については、建築主、建築士等に対しても十分な情報提供をお願いする。

また、貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知方をお願いする。なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

建築物におけるカーテンウォールについては、外壁及び開口部の規定が適用される。従って、カーテンウォールのうち、スパンドレル（外壁のうち上下に重なっている二つの窓その他の開口部の間の部分。以下同じ。）、柱形（外壁のうち柱状の部分。以下同じ。）その他これらに類する部分については外壁に対する技術的基準を適用し、それ以外の部分については開口部に対する技術的基準を適用して差し支えない。具体的な構造方法については、以下の第一及び第二を参考にされたい。

第一 耐火建築物におけるメタルカーテンウォールの構造方法は、次に定めるものとする。  
1. 外壁として取扱われる部分にあつては、建築基準法施行令（以下「令」という。）第107条第2号及び第3号に掲げる技術的基準に適合するものとする。なお、具体的には、以下の表に掲げる各部位において、当該各項に規定する仕様の材料を用いることが考えられる。

	延焼のおそれのある部分 （1時間の遮熱性及び遮炎性を要する部分）	延焼のおそれのある部分以外の部分 （30分間の遮熱性及び遮炎性を要する部分）
スパンドレル、柱形その他これら	次の1から4までのいずれかに定める構造とする。 1. 無機質系材料による外装材（不	次の1から4までのいずれかに定める構造とする。 1. 無機質系材料による外装材（不

<p>に類する部分</p>	<p>燃材料に限る。)に、厚さ6mm以上の繊維混入けい酸カルシウム板を3層重ねて張ったものであり、かつ、繊維混入けい酸カルシウム板の厚さの合計が35mm以上のもの  (参考:平成12年建設省告示第1399号第一第六号ロ)</p> <p>2. 無機質系材料による外装材(不燃材料に限る。)を厚さ30mm以上のロックウールで覆ったもの  (参考:認定番号 FP060NE-9305)</p> <p>3. 平成12年建設省告示第1399号第一第六号に規定するもの</p> <p>4. 令第107条第2号及び第3号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁(1時間)の構造方法の認定を取得しているもの</p>	<p>燃材料に限る。)に、厚さ10mm以上の繊維混入けい酸カルシウム板を2層重ねて張ったもの  (参考:認定番号 FP030NE-9298)</p> <p>2. 無機質系材料による外装材(不燃材料に限る。)を厚さ20mm以上のロックウールで覆ったもの  (参考:認定番号 FP030NE-9304)</p> <p>3. 平成12年建設省告示第1399号第一第七号に規定するもの</p> <p>4. 令第107条第2号及び第3号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁(30分間)の構造方法の認定を取得しているもの</p>
<p>支持部材</p>	<p>鋼材で造ったもの</p>	<p>鋼材で造ったもの</p>
<p>方立及び縦枠(スパンドレルに該当する部分に限る。)</p>	<p>次の1から5までのいずれかに定める構造とする。</p> <p>1. 厚さ1mm以上の鋼材又は厚さ2mm以上のアルミニウム型材若しくはアルミニウム板材を4層以上重ねたもの(いずれかの層に鋼材が含まれていないものを除く。)を、次のイ又はロの材料で被覆したもの</p> <p>イ 厚さ6mm以上の繊維混入けい酸カルシウム板を3層重ねて張ったものであり、かつ、その厚さの合計が35mm以上のもの  (参考:平成12年建設省告示第1399号第一第六号ロ)</p> <p>ロ 厚さ30mm以上のロックウール  (参考:認定番号 FP060NE-9305)</p> <p>2. 厚さ2mm以上のアルミニウム型材又はアルミニウム板材を4層以上重ねたもので、その厚さの合計が10mm以上のものを、次のイ又はロの材料で被覆したもの</p> <p>イ 厚さ6mm以上の繊維混入けい酸カルシウム板を3層重ねて張ったものであり、かつ、その厚さの合計が35mm以上のもの  (参考:平成12年建設省告示第1399号第一第六号ロ)</p> <p>ロ 厚さ30mm以上のロックウール  (参考:認定番号 FP060NE-9305)</p> <p>3. 金属材料を厚さ30mm以上のロックウールで覆ったもの  (参考:認定番号 FP060NE-9305)</p> <p>4. 平成12年建設省告示第1399号第</p>	<p>次の1から5までのいずれかに定める構造とする。</p> <p>1. 厚さ1mm以上の鋼材又は厚さ2mm以上のアルミニウム型材若しくはアルミニウム板材を2層以上重ねたもの(いずれかの層に鋼材が含まれていないものを除く。)を、次のイ又はロの材料で被覆したもの</p> <p>イ 厚さ10mm以上の繊維混入けい酸カルシウム板を2層重ねて張ったもの  (参考:認定番号 FP030NE-9298)</p> <p>ロ 厚さ20mm以上のロックウール  (参考:認定番号 FP030NE-9304)</p> <p>2. 厚さ2mm以上のアルミニウム型材又はアルミニウム板材を2層以上重ねたもので、その厚さの合計が5mm以上のものを、次のイ又はロの材料で被覆したもの</p> <p>イ 厚さ10mm以上の繊維混入けい酸カルシウム板を2層重ねて張ったもの  (参考:認定番号 FP030NE-9298)</p> <p>ロ 厚さ20mm以上のロックウール  (参考:認定番号 FP030NE-9304)</p> <p>3. 金属材料を厚さ20mm以上のロックウールで覆ったもの  (参考:認定番号 FP030NE-9304)</p> <p>4. 平成12年建設省告示第1399号第一第七号に規定するもの</p> <p>5. 令第107条第2号及び第3号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁(30分間)の構造</p>

	一第六号に規定するもの 5. 令第107条第2号及び第3号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁（1時間）の構造方法の認定を取得しているもの	方法の認定を取得しているもの
支持金物	次の1又は2に定める構造とする。 1. 鋼材で造ったもの 2. アルミニウム型材又はアルミニウム板材で造り、防火被覆が設けられたもの	次の1又は2に定める構造とする。 1. 鋼材で造ったもの 2. アルミニウム型材又はアルミニウム板材で造り、防火被覆が設けられたもの
層間ふさぎ	厚さ1.6mm以上の鋼板の上に厚さ50mm以上のモルタル、コンクリート又はロックウールで覆ったもの	厚さ1.6mm以上の鋼板の上に厚さ50mm以上のモルタル、コンクリート又はロックウールで覆ったもの

2. 開口部として取扱われる部分で延焼のおそれのある部分にあつては、建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を用いるものとする。

3. スパンドレル、柱形その他これらに類する部分のうち防火区画に接する部分については、上下階相互又は外壁間相互における延焼を防止する観点から耐火性能等が求められている部分であることから、スパンドレル、柱形その他これらに類する部分を構成する材料は、火災時において容易に破損、脱落等を生じることがないようにするため、方立、無目等から構造的に切り離し、かつ、柱、床又ははりに固定するものとする。

第二 耐火建築物におけるプレキャストコンクリートカーテンウォールの構造方法は、次に定めるものとする。

1. 外壁として取扱われる部分にあつては、令第107条第2号及び第3号に掲げる技術的基準に適合するものとする。なお、具体的には、以下の表に掲げる各部位において、当該各項に規定する仕様の材料を用いることが考えられる。

	材料の規格・仕様等	
	延焼のおそれのある部分 (1時間の遮熱性及び遮炎性を要する部分)	延焼のおそれのある部分以外の部分 (30分間の遮熱性及び遮炎性を要する部分)
外壁	次の1又は2のいずれかに定める構造とする。 1. 平成12年建設省告示第1399号第一第六号に規定するもの 2. 令第107条第2号及び第3号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁（1時間）の構造方法の認定を取得しているもの	次の1又は2のいずれかに定める構造とする。 1. 平成12年建設省告示第1399号第一第七号に規定するもの 2. 令第107条第2号及び第3号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁（30分間）の構造方法の認定を取得しているもの
目地材	次の1から4までのいずれかに定め	不定形シーリング材、バックアップ

	<p>る構造とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不定形シーリング材、バックアップ材、ガスケット及び耐火目地材を設けたもの</li> <li>2. 不定形シーリング材、バックアップ材及び有効に火熱を遮断するシリコーンゴム製ガスケットを設けたもの</li> <li>3. ガスケット及び有効に火熱を遮断するシリコーンゴム製ガスケットを設けたもの</li> <li>4. ガスケット及び耐火目地材を設けたもの</li> </ol>	材及びガスケットを設けたもの
支持金物	鋼材で造ったもの	鋼材で造ったもの
層間ふさぎ	厚さ1.6mm以上の鋼板の上に厚さ50mm以上のモルタル、コンクリート又はロックウールで覆ったもの	厚さ1.6mm以上の鋼板の上に厚さ50mm以上のモルタル、コンクリート又はロックウールで覆ったもの

2. 開口部として取扱われる部分で延焼のおそれのある部分にあつては、建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を用いるものとする。